

「第一章 変化する世界（+序、第二版への序、日本の読者に）」

（課題文献 ピーターシンガー「グローバリゼーションの倫理学」）

I. 要約

本章では、私たちがグローバリゼーションの時代をどれだけうまく生き抜けるかは、私たちが一つの世界に生きているという考え方に対して、倫理的にどのように答えるかにかかっているということを述べている。

本章はタイトル通り、世界の変化について述べられているだけでなく、それを受けての問題提起までを行っている。では世界はどのように変化したのか。技術の進歩によって経済活動の範囲が国内だけから世界規模へと広がる裏では世界的な環境問題がクローズアップされるようになった。また情報化により世界のニュースを知ることができ、また世界の人とネット上でコミュニケーションをとることが可能になった。これらのことが穏やかに示してきた「我々は一つの世界に生きている」ということをあまりにも乱暴に知らしめたのが9・11同時多発テロであった。

9・11後のテロとの戦いの流れの中で起こったイラク危機で、アメリカは単独行動をとったが、好ましい結果とはならなかった。攻撃の根拠が正当なものでなかったことが露呈しただけでなく、未だに紛争が続いており、統治においては作戦当初無視していた国連に助けを求めてしまっている。この事実からも言えるが、他にも、テロとの戦いで想定される最大の恐怖である核兵器によるテロを防止するのに必要なことを考えた際に浮かぶことは国家の協力であり、世界の平和を導くのは強大な一国による支配では決してないということだ。注目する変化として他に第一次世界大戦時は認められていなかったこと——全ての国家は世界の他の全ての国家に対して、自国の領土内の活動が他国で実行されるテロ攻撃に結びつく恐れのある場合、その活動を抑圧する義務があり、抑圧しない国家に対して戦争に訴えること——が現在では認められている点が挙げられる。

ここからが問題提起となる。世界平和のために国家が協力し合うと言っても国家には自国の利益を優先する必要がある。だが、世界的利益を蔑ろにしてよいというのではない。そのため求められるのは自国の利益と世界的利益の間の落とし所であるが、それを探す際に我々が持っているべきなのは従来の国民国家の倫理ではなく、正当で普遍的なグローバリゼーションの倫理なのである。

Ⅱ. 引用

「世界の諸国家が貿易・気候変動・正義・貧困といったグローバルな（すなわち、地球規模の）問題に協力して取り組むには、国家の指導者が国益を超えたより広い視野を持つ必要がある」（p v）

これが本書の主題であると筆者は述べている。確かにグローバルな問題を個人や企業だけで解決することは難しいであろう。そして強力な世界的組織が存在しない現状を考えれば、国家の指導者が広い視野を持って、問題の解決に当たるのが近道であろう。

しかし世界的な政治共同体が存在しないのであれば、「私たちは国民国家を持たねばならず、国民国家の指導者たちは自国民の利益を優先しなければならない」（p 5）というのも実情である。自国民の利益と他国の利益が衝突する際に、自国の利益を優先しない指導者は国民から支持されることはないであろう。そうであればグローバリゼーションの問題に取り組む指導者が存在するためには指導者自身だけでなく国民にも国益を越えたより広い視野を持ってもらう必要が出てくる。あるいは国民が視野は国益のみのままであっても、広い視野を持った指導者を支持してくれさえすればよいのと言うこともできる。「たとえ富裕な国々が世界の貧しい人びとに援助しようという利他的な関心をまったく持たないとしても、富裕な国は自らの国益という観点から貧しい人びとを援助すべき」（p 9）である。なぜなら「地球という村では、他者の貧困は、すぐ自分の問題になる。すなわち、自分の生産物を売る市場の不足、不法移民、環境汚染、伝染病、社会不安、狂信的活動、テロリズムなどの問題である」（p 9）という理由によって、そうしたケースは考えうる。

また「コミュニケーションの革命がグローバルな聴衆をつくりだしたのなら、私たちは全世界に対して自分の行動を正当化する必要を感じる」（p 16）ことによって国益を超えた視野を持ちうるようになるかもしれない。自分の行動を正当化しなければならない対象によって道徳は変わるということは起こりうることだ。ただグローバルな聴衆がいるからといって何から何まで正当化する必要があるかと言えばそうではないだろう。グローバルの問題を考える際にその言葉にどこまで幅を持たすのかということも掴んでおく必要があるだろう。

Ⅲ. 問題の定式化

1. 「豊かな人びとは貧しい人びとに何をすべきか」(p x i x) とあるが、なぜ豊かな人が貧しい人に何かをする義務があると考えられるのだろうか。対外的に言えば、ODAなど、対内的には累進課税制度下での社会保障などがその義務の表れと言える。
2. 本章でも京都議定書を例に温暖化問題について触れてあるが、温暖化の責任の所在はどこに帰すべきであろうか。責任の所在として先進諸国がよく挙げられているが、他にも個人消費者、企業などが考えられ、それぞれに帰すべき理由があるように思われる。ではその理由とはどのようなものだろうか。
3. 第一次世界大戦時には認められていなかった、全ての国家は世界の他の全ての国家に対して、自国の領土内の活動が他国で実行されるテロ攻撃に結びつく恐れのある場合、その活動を抑圧する義務があり、抑圧しない国家に対して戦争に訴えることが現在では認められているが、その理由は何だと考えるか。
4. グローバルな問題とは地球規模の問題ということだが、実際どこまでを範囲として考えるべきであろうか。「コミュニケーションの革命がグローバルな聴衆をつくりだしたのなら、私たちは全世界に対して自分の行動を正当化する必要を感じる」(p 16) と述べられていたが、グローバルな聴衆がいるからという理由だけで何でもかんでも彼らに向けて正当化しなくてはならないのだろうか。たとえば靖国や竹島の問題はグローバルな問題であろうか。